



災害補償課 消防作業従事者（民間人）の補償基礎額

民間人が隣家火災での初期消火中に火傷を負い、仕事を休業しました。消防作業従事者として補償を行うわけですが、休業補償費の算定基礎となる補償基礎額の算出方法はどうなりますか。



補償基礎額については、団員の場合は勤務年数及び階級によって決定されますが、ご質問のように、被災者が民間人の場合は、原則として8,800円(勤務年数10年未満の団員の補償基礎額と同額)となっていますが、ただし、当該額が被災者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円(勤務年数20年以上の団長の補償基礎額と同額)を超えない範囲においてこれを増額した額とされています。

すなわち、収入日額が8,800円を下回る場合は8,800円を、8,800円～14,200円の場合は収入日額そのものの額を、また、14,200円を超える場合は14,200円をそれぞれ補償基礎額にすることとなります。(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第2条第2項)

収入日額の決定方法については、被災者の過去1年間の収入額に基づき算出することとなりますが、この場合、給与所得者と自営業者とでは取扱いが異なり、具体的には次の方法によることとなります。

① 給与所得者の場合

事故発生日の属する月の前月から起算して1年間に得た給与(賞与を含む。)の総額を、365日で除して得た額(1円未満の端数については1円に切り上げる。次の②についても同じ。)

② 自営業者の場合

事故発生日の属する年の前年における所得金額(所得税算出の基礎となった年額)を365日で除して得た額

以上により算出した額を補償基礎額として用いることとなりますが、団員と同様、被災者に一定の要件を満たす扶養親族がいる場合は、扶養親族加算(配偶者については433円、配偶者以外については1人につき217円を加算等)をした額が補償基礎額となります。

(記載中の金額は、平成24年4月1日現在のものです。)